

## むつ市認知症サポート事業所認定事業実施要綱

平成28年10月 6日  
むつ市告示第103号

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に資するため、認知症について正しく理解し、認知症の人及びその家族を温かく見守る事業所、施設又は店舗（以下これらを「事業所」という。）を認知症サポート事業所として認定する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「認知症サポート事業所認定事業」とは、認知症サポート事業所を認定し、認知症の人が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図り、その取組を広く周知する事業をいう。

### (要件)

第3条 認知症サポート事業所としての認定（以下「認定」という。）の要件は、職域単位で認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日老計発第0712001号厚生労働省老健局課長通知）に規定する認知症サポーター養成講座を受講し、その修了者が従業員の総数の半数以上を占める市内の事業所であることとする。

### (申請及び認定)

第4条 認定を受けようとする事業所は、むつ市認知症サポート事業所認定申請書（様式第1号）及び取組内容記入用紙（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、前条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該申請に係る事業所を認定する。

3 市長は、認定をした事業所（以下「認定事業所」という。）に対し、認定番号を付した上で、認定証（様式第3号）及びステッカーを交付する。

### (認定の期間)

第5条 認定の期間は、認定をした日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

### (認定の更新)

第6条 認定の期間を満了した後において引き続き認定を受けようとする認定事業所は、認定の期間の満了日までに、第3条に規定する要件を満たした上で、むつ市認知症サポート事業所認定更新申請書（様式第4号）及び取組内容記入用紙（様式第2号）を提出するものとする。

（認定事業所の努力義務）

第7条 認定事業所の長は、自ら認知症サポーター養成講座を受講し、職域において認知症に関する正しい知識の普及及び啓発活動を行うとともに、認知症サポーター養成講座の未受講者に対し受講の機会を積極的に与え、認定後も認知症サポーター養成講座の修了者を在籍させるよう努めなければならない。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 法令等に違反し、処分等を受けたとき。
- (3) 事業所を廃止したとき。
- (4) 認定事業所として適当でないと市長が認める行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、むつ市認知症サポート事業所取消通知書（様式第5号）により通知する。

3 認定事業所は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、認定証及びステッカーを返還するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、認知症サポート事業所認定事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月 6日から施行する。

附 則（平成29年 1月18日むつ市告示第5号）

この要綱は、告示の日から施行する。